

平成30年7月吉日

関係機関各位

新潟県弁護士会 会長 小 泉 一 樹

日本司法支援センター新潟地方事務所

所長 菊 池 弘 之

「弁護士・支援者ほっとライン」パンフレットのご案内

みなさまにおかれましては、「弁護士・支援者ほっとライン」をご利用いただき、誠にありがとうございます。

「弁護士・支援者ほっとライン」は、新潟県弁護士会と日本司法支援センター新潟地方事務所（「法テラス新潟」）が協力し、平成28年8月1日から開始しましたが、開始後、毎月、約20件のお申し込みをいただいております、大変好評を博しております。

「弁護士・支援者ほっとライン」は、高齢者、障がいのある方、生活困窮者、子どもなどが法的な問題を抱えているおそれがある場合、支援をされているみなさま自身が、直接、弁護士に無料で、これらの人たちのために相談をすることができる制度です。フットワークの軽い弁護士が、皆様のご希望に応じて、電話相談、面談相談（出張相談も可能です）のほか、個別のケース会議にも駆けつけ、適切な方法による支援をします。

みなさまが支援している対象者が「自分でお金の管理ができない」「虐待を受けているかもしれない」「借金が返せない」「お金を騙し取られた」など、日頃の支援の中で、このような問題を抱えている方がいましたら、気軽に「弁護士・支援者ほっとライン」をご利用ください。

この度、パンフレットを改訂しましたので、内容をご覧いただくとともに、職員のみなさまに「弁護士・支援者ほっとライン」を周知いただきたく宜しく願い申し上げます。

相談したい内容が「弁護士・支援者ほっとライン」の対象になるかどうか、迷ったときや追加のパンフレットが必要なおときには、受付窓口であるにお気軽にお電話ください。

<法テラス新潟（TEL：050-3383-5419／平日9：00～17：00）>